資料2－2

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

減災計画

令和5年2月

北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会
地震防災対策に関する減災目標設定に関する
ワーキンググループ

目　　次

はじめに　……　1

1　基本的事項

（1）基本理念　……　2

（2）減災目標　……　2

（3）計画期間　……　2

2　具体的な対策等

（1）具体的な対策と目標指標　……　3

（2）具体的対策の実施主体　……　3

（3）今後の取組　……　3

3　想定される被害　……　4

4　日本海溝・千島海溝沿いの地域特性を踏まえた留意事項　……　6

5　施策体系　……　8

6　具体的な対策

◇　地域防災力の強化

Ⅰ　防災意識の高揚

1　道民への意識啓発　……　9

2　津波避難意識の向上　……　9

3　防災教育の推進及び防災訓練の実施　……　10

Ⅱ　地域の防災組織等の強化

1　自主防災組織活動の推進　……　11

2　消防団活動の推進　……　12

3　企業防災活動の活性化　……　12

◇　災害に強い地域づくりの推進

Ⅲ　耐震化の推進

1　民間建築物の耐震化　……　13

2　公共施設・構造物の耐震化　……　14

Ⅳ 災害に強い施設づくり
1 避難場所・避難所の確保 …… 16
2 津波に強い地域構造の構築 …… 18

◇ 地域特性に応じた防災体制の整備
Ⅴ 防災体制の強化
1 地震・津波に関する調査研究の推進 …… 20
2 地震対策推進の強化 …… 20
3 災害対策体制の強化 …… 23
4 帰宅困難者・滞留者対策の推進 …… 27
5 情報収集伝達体制の強化 …… 27
6 多様な被害の発生態様 …… 31

Ⅵ 災害応急体制の整備
1 避難体制の整備 …… 33
2 要配慮者対策の強化 …… 34
3 被災建築物・宅地の調査体制の整備 …… 35
4 消防体制の強化 …… 35
5 救急・医療体制の充実 …… 36
6 物資備蓄体制の充実 …… 37
7 緊急輸送体制の整備 …… 40
8 広域連携・支援体制の確立 …… 42

Ⅶ 被災後の生活安全対策の準備
1 遺体処理体制の整備 …… 44
2 生活相談への対応 …… 44
3 応急仮設住宅等の早期提供 …… 44
4 被災者の健康管理 …… 45
5 社会秩序の確保・安定 …… 46
6 災害廃棄物等の処理対策 …… 46
7 復旧体制の整備 …… 47

はじめに

○　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成１６年４月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成１６年法律第２７号。以下「日本千島法」という。）が制定されました。

○　また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策のマスタープランとして、平成１８年２月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」が中央防災会議で決定されました。

○　これに続き、平成１８年３月には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が、平成２０年１２月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」が策定され、道においても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を策定し、地震防災対策を推進してきたところです。

○　その後、平成２３年３月に東日本大震災が発生し、その教訓を踏まえながら、日本海溝・千島海溝沿いにおいて、最大規模の地震・津波を想定した防災対策を検討するため、国は中央防災会議に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、最新の科学的知見に基づく最大規模の地震・津波の想定に加え、積雪寒冷地特有の課題や北海道・東北地方の沿岸地の特性等を踏まえ、令和３年１２月に被害想定を公表し、令和４年３月にはその被害への防災対策を取りまとめました。

○　甚大な被害が想定される日本海溝・千島海溝周辺においては、大規模な地震やこれに伴う津波から「何としても住民の命を守る」ことが重要であることから、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策を強化することを目的として、令和４年５月に日本千島法が改正され、同年６月に施行されました。

○　本計画は、令和４年７月に、北海道防災会議地震火山専門部会地震専門委員会「地震防災対策における減災目標設定ワーキンググループ」（以下「減災 WG」という。）での検討をもとに北海道が公表した、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において想定された甚大な被害を最小化するための防災・減災対策について、減災 WG での検討を重ね、被害軽減の数値目標や達成時期、対策の内容などをとりまとめたものです。

○　また、道はもとより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域や津波避難対策特別強化地域をはじめ、道内の市町村における、防災対策の検討や地域での目標の策定に活用していただければ幸いです。

1 基本的事項

（1）基本理念

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を踏まえ、「何としても命を守る」ことを主眼とし、次の３つの方向性を持って、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から総合的に実施することにより、想定される被害を軽減し、将来的には死者数をゼロまでに軽減することを目指します。

■命を守る

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、想定される死者数の大部分が津波によるものであることから、防災教育や防災訓練等を通じた住民の避難意識の向上、防寒具・暖房器具の装備等による避難時の防寒対策の推進、個別避難計画の策定等による要配慮者の避難支援の促進や積雪寒冷を考慮した津波避難施設、避難路の整備並びに海岸保全施設の耐震化・耐浪化等や集団移転等の推進など、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を推進することにより一人でも多くの命を守ります。

■被害を最小限に抑える

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災等による建築物等の被害により、救助･救急活動、避難者への対応及び経済全体への影響等が引き起こされるため、事前の対策が重要であることから、積雪荷重を考慮した建物の耐震化、ライフライン施設及びインフラ施設の耐震・耐浪化、感震ブレーカー等の普及による出火防止対策及び迅速な消火活動による延焼防止対策等を推進することにより、各般にわたり発生する被害を最小限に抑えます。

■迅速かつ確実に復旧･復興する

災害発生直後から、被災地の再建･復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもと、迅速な復旧・復興を目指す必要があることから、積雪寒冷を考慮した、救助、物資運搬等に係る人員・装備・備蓄の確保及び広域的な支援体制の構築、行政や企業等における業務継続計画（ＢＣＰ）の策定･充実、全国からの応援を迅速に展開するための道路、港湾等の啓開体制の構築などを推進することにより、迅速かつ確実に復旧・復興を図ります。

（2）減災目標

想定される死者数を 2031年度までの10年間で8割減少させる。

これまで取り組んできたハザードマップや避難計画の見直し、防災訓練や防災教育などの対策を継続して実施することに加え、避難施設や避難路の整備などのハード対策並びにそれら避難施設等の適正かつ有効な活用方法及び迅速かつ適切な避難行動に関する防災教育を中心としたソフト対策を実施するとともに、沿岸市町村の都市機能等を維持するため、災害による被害を減じる施策を最優先としつつ、内陸・高台部の発展にも目を向け、有事に備えた防災・減災対策と地域の成長を両立させる地域づくりの検討を行うなどの対策を促進することにより、死者数を１０年間で８割減少させることを目標とし、最終的には基本理念に掲げたように死者数を０にまで軽減することを目指します。

（3）計画期間

2031年度までの10年間とする

２ 具体的な対策等

（1）具体的な対策と目標指標

○　具体的な対策

減災を推進するための、３つの基本政策の下に７つの政策の柱を設け、基本施策３１分野、１８０の具体的な対策を整理しました。

基本政策については、事前対策と発災後の体制整備の段階別に整理し、事前対策をさらにソフト対策とハード対策に区分して整理しました。

○　目標指標

具体的な対策に関して、対策の進捗状況や達成度の定量的な把握のための参考指標として、目標値と達成時期を定めました。

（2）具体的対策の実施主体

○　「自助」･「共助」･「公助」の観点から、道が実施主体となる対策はもとより、市町村、国等の行政機関、道民、事業所等が実施主体となる対策についても可能な限り盛り込みました。

○　建築物等の耐震化や津波からの早期避難など、道民一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であることから、自らの命は自ら守るという「自助」の取組を進めます。

○　自主防災組織を中心に地域の防災リーダーや住民、事業所、学校などが協力し解決する「共助」の取組を進めます。

○　道は市町村や民間団体・民間組織と連携・協力し、「自助」、「共助」の取組を最大限支援するとともに、「自助」、「共助」では解決できない課題に積極的に対応する「公助」の取組を進めます。

（3）今後の取組

○　減災目標を達成するためには、住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設及び防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な防災･減災対策が必要であることから、市町村や防災関係機関等と連携・協働し、地震・津波対策の充実・強化に取り組んでいきます。

○　本計画の計画期間内においても、常に計画の振り返りを行なうとともに、社会情勢や新しい技術等の変化を勘案し、この計画の進捗状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行います。また、市町村においては、地域独自の減災目標や対策の策定に努め、必要な場合には、その内容の見直しを行うこと等を推奨し、道として、市町村が策定した減災目標等が達成されるよう支援を行います。

3 想定される被害

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される、具体的な被害を算定して、被害の規模等を明らかにすることにより、防災対策の必要性を道民に周知することや道内市町村が個別の地域における防災対策を立案し施策の推進に活用することを目的として、令和４年７月に太平洋沿岸の被害想定の一部（建物被害及び人的被害）を公表しました。

また、巨大地震の発生に伴うライフラインや交通施設、生活への影響等に関する被害の規模等を明らかにすることにより、被災後の生活を送るにあたっては、日頃からの備えが重要であることについて理解を深めることや行政機関及び事業者等が、早期の普及・復興に向けた具体的対策の検討に活用することを目的として、令和４年１２月にインフラ・ライフラインや生活への影響に関する被害想定を公表しました。

（1）建物被害（全壊棟数（棟））

区分	千島海溝モデル			日本海溝モデル		
	夏･昼	冬･夕	冬･深夜	夏･昼	冬･夕	冬･深夜
揺れ	約3,000	約6,200	約6,200	約40	約120	約120
液状化	約3,700	約3,700	約3,700	約3,600	約3,600	約3,600
津波	約42,000	約41,000	約41,000	約130,000	約130,000	約130,000
急傾斜地崩壊	約150	約140	約140	約20	約20	約20
地震火災による焼失	約120	約510	約120	約10	約30	約10
合計	約49,000	約51,000	約51,000	約134,000	約134,000	約134,000

（2）人的被害（死者数（人））

【早期避難率高＋呼びかけ（津波避難ビル等を考慮）】

区分	千島海溝モデル			日本海溝モデル		
	夏･昼	冬･夕	冬･深夜	夏･昼	冬･夕	冬･深夜
建物倒壊	約40	約140	約160	－	－	－
津波	約27,000	約48,000	約50,000	約9,000	約41,000	約48,000
急傾斜地崩壊	約10	約20	約20	－	－	－
火災	約20	約100	約20	－	－	－
合計	約27,000	約48,000	約50,000	約9,000	約41,000	約48,000

【早期避難率低（津波避難ビル等を考慮しない）】

区分	千島海溝モデル			日本海溝モデル		
	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	約40	約140	約160	－	－	－
津波	約94,000	約106,000	約95,000	約121,000	約149,000	約139,000
急傾斜地崩壊	約10	約20	約20	－	－	－
火災	約20	約100	約20	－	－	－
合計	約94,000	約106,000	約95,000	約121,000	約149,000	約139,000

（3）低体温症要対処者数（人）

区分	千島海溝モデル	日本海溝モデル
	冬・深夜	冬・深夜
要対処者	約15,000	約66,000

（4）避難者数（人）

【浸水域内人口から死者及び重傷者を除く】

区分	千島海溝モデル	日本海溝モデル
	冬・夕	冬・夕
避難者	約59,000	約253,000

【浸水域内人口全員が避難】

区分	千島海溝モデル	日本海溝モデル
	冬・夕	冬・夕
避難者	約176,000	約355,000

（5）断水人口（人）

	断水人口		
	被災直後	被災1日後	被災2日後
千島海溝モデル	約 186,000	約 143,000	約 142,000
日本海溝モデル	約 35,000	約 26,000	約 25,000

（6）停電軒数（軒）

	停電件数		
	被災直後	被災1日後	被災2日後
千島海溝モデル	約 59,000	約 59,000	約 58,000
日本海溝モデル	約 134,000	約 134,000	約 134,000

4 日本海溝･千島海溝沿いの地域特性を踏まえた留意事項

国の推進基本計画において、日本海溝・千島海溝沿いの地域特性（積雪寒冷地特有の課題、太平洋沿岸地域の特性）によりこれまでの対策の延長線上の対策では十分な対応が困難とされている項目及び減災 WG において、対策を実施する上で特に留意すべきとされた項目を整理しました。

なお、市町村が対策を検討する際には、これらの留意事項を考慮しつつ、さらに、それぞれの被害の様相が地域によって異なるといった地域特性を踏まえて具体的対策を検討する必要があります。

項　　目	関連する主な対策番号（ページ）
（1）防災教育の充実	
1　災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要であり、また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要であるため、平常時からの防災情報の共有・活用及び積雪寒冷地特有の課題を踏まえた防災教育・防災訓練等を体系的に推進する。	2（P9）　3（P 9） 8（P10）　10（P10）
2　地震による揺れから身を守るための建物の耐震化と家具の密度低減・適正な配置計画・固定等による室内の散乱防止などの安全対策の有効性とその限界、避難施設や避難経路等の整備に伴う避難者の集中を防ぐための迅速かつ適切な避難行動の重要性、観光客や帰宅困難者などの居住地以外の避難者への対応等について、防災教育を通じて周知を推進する。	2（P 9）　4（P 9） 5（P10）　10（P10） 42（P18）
3　自然災害に関する汎用的知識に加え身近な情報や災害時における医療や福祉に関することなど、様々な情報を学校の教科教育や自然災害に備えた防災学習などの場面で活用してもらう体制を構築するなど、教育機関と連携して、より効果的な防災教育を推進する。	8（P10）　9（P10）
（2）積雪等を踏まえた適切な応急対応の推進	
1　積雪等により起こり得る事象に対応した、適切な応急対策を推進する。	
・　積雪等により避難に時間を要すること。	10（P10） 41（P18）　71（P24）
・　積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること。	27（P15）　42（P18）
・　積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となること。	86（P28） 149（P42）152（P42）
・　雪崩・落雪の可能性があること。	60（P21）
・　暴風雪による視界不良等により避難に時間を要し、吹きだまり等により避難経路が寸断される可能性があること。また、暴風により低体温症のリスクが高まること。	10（P10）　41（P18） 71（P24）　82（P27）
・　積雪寒冷期に、地震・津波災害とその他の自然災害との複合災害が発生した場合には、被害の拡大や対応の変化が生じること。また、致死率の高いウイルスの出現しているときに地震・津波災害が発生した場合には、感染症に対する対応が必要となるなど、さらなる対応の変化が生じること。	74（P25）　76（P25） 104（P31）105（P32）

項　　目	関連する主な対策番号 （ページ）
（3）低体温症のリスク低減	
1　津波から避難した後、屋外で長時間、寒冷状況にさらされること、避難行動による発汗や津波で衣服が濡れること、さらに暖房機能が確保されていない屋内に避難することでも低体温症を発症するリスクが高まることから、避難場所等に暖房器具や燃料、衣服等を備蓄するなど、低体温症のリスクを低減する対策を推進する。	10（P10）　27（P15） 38（P17）　39（P17） 71（P24）134（P38） 140（P39）165（P45）
2　浸水域外であっても、家具の倒壊等により暖房機能を喪失した屋内に閉じ込められるなどして避難できない場合も低体温症のリスクが生じるため、低体温症予防マニュアルの整備に向けた取組を推進する。	27（P15）　83（P27）
3　停電が発生した場合には、屋内に避難している場合でも低体温症のリスクが高まり、凍結や断水により、飲料水の不足やトイレ等が使用不可能になるなど、生活に影響が生じることから、積雪寒冷期に備えた物資の備蓄を促進する。	20（P13）　28（P15） 137（P39）
（4）要配慮者への配慮	
1　地域や行政等が連携して、個々の病気・障害等に応じて必要となる薬、装具及び非常持出品の準備や確認の呼びかけや、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成等、要配慮者の安全で確実な避難を確保することが重要である。その際には、積雪寒冷期や深夜の時間帯に地震が発生した場合にも考慮する。	113（P34）116（P35） 138（P39）
2　要配慮者が利用する施設の耐震化や防火施設、避難階段等のハード対策や立地の安全確保にも充分考慮する。	20（P13）　44（P18）
3　外国人・観光客等の当該地域不案内者に対しても適切な避難誘導を行うなど十分に配慮をする。	21（P13）109（P33） 111（P34）112（P34）
（5）多様な手段による避難の検討	
1　人口が少ない平野部等、要配慮者等が多く、徒歩による避難が困難な地域では、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを慎重に確認したうえで、必要に応じて、自動車を含めた多様な手段による避難について検討を行う。	41（P17）108（P33） 109（P33）113（P34）
2　感染症の拡大により避難所が不足する場合などにおける、宿泊施設等の活用や、親戚・友人宅への避難などといった分散避難や、膨大な避難者が発生した際の広域避難など、多様な手段による避難について検討を行う。	34（P16）135（P39） 140（P39）142（P40）
（6）広域連携体制の構築	
1　災害応急対策を行うにあたっては、人的・物的資源が絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が大幅に不足することを前提に、人命優先を基本として対処するとともに、被災市町村周辺の市町村のみならず、民間団体や民間組織、NPO、自主防災組織をはじめ、道内全ての市町村や都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。	72（P24）　73（P24） 86（P29）　87（P29） 90（P29）105（P32） 133（P38）152（P42） 160（P43）
2　積雪寒冷地特有の課題や本道における地域特性などにより、広域応援が十分に機能しないおそれがあることも想定し、活動計画の策定、救助・物資運搬等に必要な人員の確保、防寒対策に必要な装備・資機材や医薬品等の備蓄、広域的な訓練の実施等を図る。	126（P37）141（P40） 153（P42）156（P43） 158（P43）

5 施策体系

◇ 基本政策　◇ 政策の柱　◇ 基本施策〈具体的な対策の項目数〉

地域防災力の強化（事前対策【ソフト】）

- Ⅰ 防災意識の高揚（予防型ソフト対策）
  - 1 道民への意識啓発 〈3〉
  - 2 津波避難意識の向上 〈2〉
  - 3 防災教育の推進及び防災訓練の実施 〈5〉
- Ⅱ 地域の防災組織等の強化（予防型ソフト対策）
  - 1 自主防災組織活動の推進 〈4〉
  - 2 消防団活動の推進 〈2〉
  - 3 企業防災活動の活性化 〈3〉

災害に強い地域づくりの推進（事前対策【ハード】）

- Ⅲ 耐震化の推進（予防型ハード対策）
  - 1 民間建築物の耐震化 〈5〉
  - 2 公共施設・構造物の耐震化 〈6〉
- Ⅳ 災害に強い施設づくり（発災型ハード対策）
  - 1 避難場所・避難所の確保 〈10〉
  - 2 津波に強い地域構造の構築 〈10〉

地域特性に応じた防災体制の整備（体制整備）

- Ⅴ 防災体制の強化（事前予防型体制整備）
  - 1 地震・津波に関する調査研究の推進 〈2〉
  - 2 地震対策推進の強化 〈15〉
  - 3 災害対策体制の強化 〈14〉
  - 4 帰宅困難者・滞留者対策の推進 〈2〉
  - 5 情報収集伝達体制の強化 〈20〉
  - 6 多様な被害の発生態様 〈3〉
- Ⅵ 災害応急体制の整備（事後対応型体制整備）
  - 1 避難体制の整備 〈4〉
  - 2 要配慮者対策の強化 〈6〉
  - 3 被災建築物・宅地の調査体制の整備 〈3〉
  - 4 消防体制の強化 〈2〉
  - 5 救急・医療体制の充実 〈5〉
  - 6 物資備蓄体制の充実 〈16〉
  - 7 緊急輸送体制の整備 〈12〉
  - 8 広域連携・支援体制の確立 〈6〉
- Ⅶ 被災後の生活安全対策の準備（復旧･復興体制整備）
  - 1 遺体処理体制の整備 〈1〉
  - 2 生活相談への対応 〈2〉
  - 3 応急仮設住宅等の早期提供 〈1〉
  - 4 被災者の健康管理 〈6〉
  - 5 社会秩序の確保・安定 〈1〉
  - 6 災害廃棄物等の処理対策 〈3〉
  - 7 復旧体制の整備 〈6〉

6 具体的な対策

◇ 地域防災力の強化

Ⅰ 防災意識の高揚［予防型ソフト対策］

1 道民への意識啓発

1 広報展示等による防災意識の醸成	関係部局
地震津波等のパネルや津波実験装置・家庭用防災グッズ等を展示したパネル展等の開催により道民の防災意識の醸成を図ります。	総務部

2 災害リスクの共有による防災意識の向上	関係部局
地形分類や被害想定、施設の耐震特性等に関する情報を始めとする地域の災害リスク及び住家等の耐震化、揺れによる室内散乱を防ぐための家具密度の低減・適正な配置計画・固定などの対策の有効性と限界並びに揺れている最中及びその後の適正な行動等に関する情報や防災施設等の性能効果を周知するとともに、仮に対策に万全を期したとしても、想定し得なかった様々な被害事象が発生する可能性があることについて、地域住民等との共有を図るとともに、住民が自助・共助・公助の役割を理解し、それぞれが「何としても命を守る」という防災意識を向上させる取組を促進します。	総務部

3 迅速な避難行動の普及・啓発の推進	関係部局
「強い揺れや、弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「津波警報等を見聞きしたら避難」といった迅速な避難行動の基本原則の普及・啓発を強力に推進します。	総務部

2 津波避難意識の向上

4 避難誘導標識等の整備促進	関係部局
令和3年7月に設定した太平洋沿岸の津波浸水想定を踏まえ、避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村に助言・支援を行い、整備を促進します。	総務部

5 津波からの早期避難意識の醸成	関係部局
最大規模の津波に対しては、住民がそのリスクに正しく向き合うとともに、正常性バイアスにとらわれず、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、住民一人一人が主体的に行動することが重要であることから、避難すべき避難所及び避難経路の確認、避難施設の使い方等、地域での訓練・防災教育等を推進します。	総務部

3 防災教育の推進及び防災訓練の実施

6 北海道地域防災マスターの育成

	関係部局
北海道地域防災マスター認定研修会の開催などにより地域防災リーダーを育成します。	総務部

7 情報通信技術(ICT)を導入した防災教育

	関係部局
Facebook 等のSNSや動画を活用した情報発信及び「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」の構成員と協働した防災教育イベントの実施などにより、道民各層に対する防災教育を推進するとともに、デジタル化した防災教育教材や「北海道防災教育アドバイザー」を北海道地域防災マスターの育成や地域の防災研修に活用することにより防災教育の充実を図ります。	総務部

8 学校と地域における防災教育の充実

新たな防災教育・訓練手法の開発・普及等を行う実践的な防災教育モデルを構築するとともに、児童生徒の防災意識の向上や地域との連携による安全体制の構築を図るため、高校生防災サミットや1日防災学校を開催するなど、学校及び地域における防災教育の一層の充実を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
防災訓練の実施市町村数	179 市町村 (2024)	各年度に実施した防災訓練の実施市町村数

関係部局：総務部、教育庁

9 学校等教育機関における防災思想の普及

	関係部局
高等学校において総合地理が必修科目となり、教科教育として防災教育が行われることとなったことも踏まえ、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実を図るなど、学校等の教育機関の児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実に努めます。	総務部 教育庁

10 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた防災教育等の推進

	関係部局
防寒着等の準備、身の回りの避難路の除排雪や避難路に障害物を置かないなど、迅速に避難するための日頃からの備えや、低体温症の予防方法など、積雪寒冷期における避難を考慮した自助の意識を高めるため、防災教育・防災訓練等を推進します。	総務部 教育庁

Ⅱ　地域の防災組織等の強化［予防型ソフト対策］

1　自主防災組織活動の推進

11　自主防災組織の活動カバー率の向上

関係部局：総務部

自主防災組織率向上を図るため、市町村への優良事例の情報提供や地域全体でのニーズ共有・相互支援を目的とした意見交換会を開催するほか、組織率の低い市町村に対し研修会等を開催するなど自立的な地域防災活動を支援します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
自主防災組織活動カバー率	全国平均値以上（2024）	全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合（2020　全国平均値84.3%）

12　自主防災組織による避難所運営（発災直後）の推進

関係部局：総務部

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるため、『Doはぐ』を活用した避難所運営の模擬体験や避難所訓練の機会を通じ、それぞれが果たすべき役割等について確認を行うなど、自主防災組織の避難所運営への積極的な参画を推進します。

13　自主防災組織と消防機関の連携強化

関係部局：総務部

自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、地域住民等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を促進します。

14　地域コミュニティによる地域防災力の充実

関係部局：総務部

平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等による自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブ、地域赤十字奉仕団等の活性化、防災教育の充実や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防、緊急消防援助隊等の体制の充実、ヘリコプターやドローン等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により地域防災力の充実を図ります。

2 消防団活動の推進

15 消防団への入団促進	関係部局
市町村や関係機関等と連携しパネル展の開催や消防団員の処遇改善等に向けた働きかけを行うなど消防団の入団促進へ向けた取組を行ないます。	総務部

16 消防団の体制強化	関係部局
地域防災力の中核を担う消防団の団員を確保し、装備・施設の充実を促進します。	総務部

3 企業防災活動の活性化

17 企業における事業継続体制の強化	関係部局
道内中小企業の事業継続計画(BCP)策定の促進を図るため、セミナーの開催や企業への専門家派遣、「北海道版BCP策定の手引き」による普及啓発を行うとともに、「事業継続力強化支援計画」の策定及び関連事業の実施を担う法定経営指導員の設置に関し、必要な支援を行ないます。	経済部

18 企業等における防災活動の充実強化	関係部局
津波の影響を受ける企業等における、建築物の耐震化や什器等の固定・不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等による顧客及び従業員の生命の安全確保や顧客、従業員及び家族の安否確認を行うための必要な助言などを行います。また、従業員に対して、消防団や自主防災組織等への加入を促進することなどにより、自助・共助意識の向上や応急活動体制の強化を図るなどして、地域防災力向上に積極的に貢献する取組を促進します。	総務部

19 経済活動の機能維持体制の強化	関係部局
サプライチェーンの寸断等による生産・サービス活動の低下の影響を可能な限り低減させるため、部品・原材料の代替手段、重要データのバックアップ、取引先等への情報発信・情報収集手段の確保等を事業継続計画(BCP)に反映させ、点検、見直しを継続的に行うよう働きかけます。	経済部

◇ 災害に強い地域づくりの推進

Ⅲ 耐震化の推進[予防型ハード対策]

1 民間建築物の耐震化

20 住宅及び建築物等の耐震化の促進

関係部局：建設部

戸建て住宅の無料耐震診断や耐震改修に対する支援を実施するとともに、市町村に対し耐震改修に係る補助制度の創設や制度拡充の働きかけを行うほか、耐震診断が義務付けられているホテルや旅館などの民間の大規模建築物に対し耐震診断や改修等に係る支援を実施するなど「北海道耐震改修促進計画」に基づく施策を推進し、住宅・建築物の耐震化を促進します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
住宅の耐震化率	95%（2025）	住宅の耐震化率

21 観光施設・文化財等の耐震化の促進

関係部局：経済部、教育庁

中小企業者等が行う観光施設等の耐震改修に対し「防災・減災貸付（耐震改修対策）」による金融支援のほか、重要文化財建造物の所有者に対する耐震化に係る国補助事業の周知・指導などを実施し、観光施設・文化財等の耐震化を促進します。

22 ライフライン施設の耐震化の促進

関係部局：総務部、総合政策部、環境生活部、建設部

地震発生時に電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者へライフライン施設の耐震化・耐浪化、特に、人命に関わる病院等の重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進めるよう働きかけます。

23 情報インフラの耐震化及び多重化の促進

関係部局：総務部、総合政策部

通信等の情報インフラの機能を確保するため、電気通信事業者へ、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、都市部からの遠隔地である農村・漁村等への情報伝達のためのネットワークの多重化・多様化や非常用電源の整備及び耐震化・非浸水化、燃料の確保等、情報インフラが機能停止に至らないよう対策を進め、携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図ります。

24　文化財及び史跡等の防災対策の強化

関係部局
教育庁

文化財の建造物等の耐震化、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を働きかけるとともに、防災部局との文化財所在情報の共有を促進します。

2　公共施設・構造物の耐震化

25　公共施設等の耐震化の促進

関係部局
総務部 保健福祉部 環境生活部 建設部 教育庁

教育、医療、社会福祉施設、公園など、多くの住民等が利用する公共施設等の耐震化に係る支援を行うとともに、特に学校施設については、私立学校の耐震化への支援や補助制度等の更なる周知を行うほか、引き続き市町村への働きかけを行い、公立小中学校の耐震化などの早期完了を促進します。また、国に対し耐震化に係る財政支援措置の拡充などを強く提案・要望するなどし、各施設管理者による耐震化を促進します。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
多数の者が利用する建築物の耐震化率	おおむね解消 （2025）	耐震改修促進法第14条第1号に定める多数利用建築物の耐震化率
社会福祉施設の耐震化率	95% （2025）	2 階建て又は延べ面積200 ㎡以上の社会福祉施設の全棟数に占める耐震済みの棟数の割合
公立小中学校の耐震化率	100% （2027）	公立小・中学校における耐震化率

26　防災拠点となる市町村庁舎の耐震化の推進

関係部局
総務部

災害時の防災拠点となる庁舎の耐震化に係る国の財政支援措置の活用及び代替庁舎の確保について、市町村に対し、助言などの支援を行ないます。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
市町村庁舎の耐震化率	全国平均値 （2024）	防災拠点となる庁舎の耐震化状況（2020 全国平均値 86.1%）

27　積雪寒冷地特有の課題に配慮した公共施設等耐震化の支援

	関係部局
住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の的確な提供等に重点的に取り組み、建築物の耐震化においては、積雪寒冷地特有の課題にも配慮しつつ、必要な対策の実施について助言などの支援を行います。	総務部 保健福祉部 環境生活部 建設部 教育庁

28　電力供給施設の耐震化の促進

	関係部局
医療施設、避難所等での救護活動や防寒対策において、特に電気が重要であることを踏まえ、電力事業者へ、発電所、送電網等の耐震化・耐浪化等の推進を働きかけるとともに、非常用電源の整備及び耐震化・非浸水化等による電力の確保や人命に関わる重要施設への電力の安定供給のために必要な対策を促進します。	総務部

29　交通インフラの耐震化の促進及び代替輸送の確保

	関係部局
交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等へ、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁・臨港交通施設等の耐震改修等を促進させるとともに、交通機能が寸断することがないように、高規格道路等の整備、被災地域外を活用した代替輸送や水上輸送ネットワークも含めた迂回路・代替路の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進めます。	総合政策部 建設部

30　水防施設の耐震化の推進

	関係部局
地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用電源等の整備及び耐震化・耐水化を進めます。	総務部 建設部

Ⅳ　災害に強い施設づくり[発災型ハード対策]

1　避難場所・避難所の確保

31　避難施設等の計画的な整備の促進	関係部局
災害時の避難場所として活用される都市公園や、備蓄倉庫等を市町村が国補助事業等を活用して整備等を行う際、助言等の支援を行うなど、計画的な施設整備を促進します。	建設部

32　津波対策に係る避難場所指定の推進	関係部局
避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、最大規模の津波にも対応できるよう、津波浸水想定等を踏まえた整備・指定等を着実に推進します。	総務部

33　多様な空間の効果的利用の実現	関係部局
公共用地の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について、事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、市町村における円滑なオープンスペースの利用体制整備を促進します。	総務部

34　指定避難所以外の避難所の確保	関係部局
発災時には大多数の住民等が避難することが想定され、安全な自宅への早期復帰等避難所の確保が重要となることから、避難者数低減のための対策やさらなる指定避難所の指定、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の避難所としての活用などにより、被害想定に基づいた必要数の確保について市町村に働きかけます。	総務部

35　ニーズに配慮した避難所運営	関係部局
要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、ペットとの同行・同伴避難等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供について働きかけます。	総務部 環境生活部

36　福祉避難所の確保及び運営体制の強化

関係部局：保健福祉部

福祉避難所の意義と目的、平時及び災害時における取組等について、市町村、道民に周知を図るとともに、市町村における福祉避難所の設置・運営に必要な資器材の確保の支援や情報提供、福祉関係団体への協力依頼等により市町村が取り組む福祉避難所の充実を支援します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
福祉避難所の確保状況	100%を維持	福祉避難所を確保している市町村数

37　避難所における良好な生活環境確保の促進

関係部局：総務部

指定緊急避難場所等の指定状況の実態把握に努めるとともに、想定される災害に応じた施設の選定や整備の状況、収容人数、安全性、管理の状況、新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対応や厳冬期への備えなど、その適切性を確保するため、市町村に対して適時適切に助言を行い、必要な見直し、確保の取組を支援します。

38　積雪寒冷期における避難所運営体制の強化

関係部局：総務部

厳冬期訓練等を通じ、真冬の寒さ対策等に必要な備蓄の検証及び避難所環境の整備に対応できる防災力の強化を図ります。

39　避難施設における積雪寒冷対策の推進

関係部局：総務部

長期的な避難生活においても、簡易ベッド・防寒具・暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備を促進するとともに、停電時にも既存の暖房施設が使用できるよう、外部電源の確保を促進します。

40　避難施設における移動手段の確保

関係部局：総務部

避難所におけるニーズが時間の経過とともに変化することに留意しながら、避難所から、行政機関、自宅や知人宅、医療機関、入浴場などへの移動手段を確保する取組を促進します。

2 津波に強い地域構造の構築

41 積雪寒冷に配慮した避難路の整備

	関係部局
積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがある場合には、避難時間の短縮を図るため、積雪や凍結等に配慮した避難経路の整備等の対策を促進します。	総務部

42 海岸施設の耐震化及び嵩上げ並びに積雪寒冷対策の推進

	関係部局
発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の嵩上げ、耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行ないます。また、積雪寒冷期においては、積雪や凍結等により水門等の閉鎖に支障が生じないよう対策を推進するよう働きかけます。併せて防災意識向上のため、住民には水防施設の性能効果やその限界についても周知し過信することのないよう、津波発生時における迅速かつ適切な避難行動についての教育を同時に推進します。	水産林務部 建設部

43 海岸防災林等の整備の推進

	関係部局
津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防災林の整備を推進するとともに、地域の実情に応じて津波が海岸堤防等を越流した場合でも、後背地の被害の軽減を図るため、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備に取り組みます。	水産林務部 建設部

44 公共施設等の移転等による津波対策の推進

	関係部局
地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化等を推進するとともに、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も勘案しつつ、必要に応じて、住宅や要配慮者施設を周辺の高台等の浸水の危険性の低い場所に移転するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を促進します。	総務部 環境生活部 保健福祉部 建設部 教育庁

45 災害リスクに対応した土地利用計画等の策定

	関係部局
市町村が、最大規模の津波への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地域の実情や将来像等を踏まえ、住宅や商業施設の災害リスクの低い地域への誘導を図るなど、災害リスクに対応した土地利用計画や事前復興まちづくり計画を策定する取組を支援します。	総務部 建設部

46　農地・農業水利施設の保全管理及び営農施設の更新支援

関係部局：農政部

農地や農業水利施設、農道等の長寿命化を図るため、ストックマネジメント手法を活用して機能診断に基づく劣化状況等に応じた補修・更新などを計画的に行う、戦略的な保全管理を推進するとともに、規模拡大等に伴う営農（畜産）施設の更新を支援するほか、農業関係者のみならず、地域住民が参加する保全管理活動を支援します。

47　農地・農業水利施設の機能強化

関係部局：農政部

地震動や津波による被害の未然防止又は軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農地に係る、地すべりの防止又は軽減を図る対策及び海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を促進します。

48　ため池等の防災対策の促進

関係部局：農政部

農業用ため池の存する市町村や所有者等と連携を図り、ハザードマップを策定・周知し、適正な管理と保全に努め、被害の軽減を図ります。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
防災重点ため池のハザードマップの策定割合	100%を維持	決壊すると多大な影響を与える防災重点ため池の市町村によるハザードマップの策定割合

49　港湾施設の機能強化

関係部局：総合政策部

計画的な港湾施設の老朽化対策やターミナル機能の強化、耐震化等の推進に向けて、国に必要な予算の確保を提案・要望し、港湾の機能強化を図ります。

50　港湾・漁港施設における防災・減災対策

関係部局：総合政策部、水産林務部

地震動や津波による災害時においても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するため、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留の促進、漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を図るとともに、港湾・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進、津波警報等が漁船・船舶でも受信できるシステムの普及を促進します。

◇ 地域特性に応じた防災体制の整備

Ⅴ 防災体制の強化[事前予防型体制整備]

1 地震・津波に関する調査研究の推進

51 地盤に関する情報の共有化	関係部局
「北海道立総合研究機構」が行っている、遺跡発掘等で明らかとなった地盤液状化に関する位置や履歴情報をデータベース化する取組について、地震津波対策のため情報共有を図ります。	総務部

52 地質地盤等に関する調査研究の推進	関係部局
本道は、地震活動の活発な地域であり、過去の地震により多くの被害を被ってきたことから、本道の特性を考慮した地震防災対策に資するため、地質地盤等に関する調査研究の推進に努めます。	総務部

2 地震対策推進の強化

53 建築物の長寿命化の推進	関係部局
維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、公共施設等の維持管理・更新を計画的に行うほか、点検・診断や維持管理・更新にも活用可能な交付金制度の創設や要件の緩和などについて、国に要望を実施します。	総合政策部 建設部

54 既存建築物の老朽化対策等	関係部局
市街地再開発事業等の支援制度の活用に向け市町村への助言等を行うなど円滑な事業実施を図り、老朽建築物の建替等を促進するとともに、「空き家等対策に関する取組方針」に基づき北海道空き家情報バンクの運営・周知など、空き家の有効活用等の促進に向けた取組を推進します。	建設部

55 防火対策の強化及び火災予防活動の促進	関係部局
消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進します。	総務部

56　感震ブレーカーの普及促進	関係部局
電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等や住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進します。	総務部

57　住宅用消火資機材の普及促進及び消火活動体制の充実	関係部局
地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防水利の確保等を図ります。	総務部

58　屋外灯油タンク等による二次被害の防止	関係部局
地震に伴う火災等の二次被害防止のため、屋外の灯油タンクやLPガス容器の適切な設置・管理が行われるよう、基準の遵守の指導等に努めます。	総務部

59　土砂災害・地盤災害・液状化対策の推進	関係部局
地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進します。また、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の耐震化等を推進します。	水産林務部 建設部

60　地震による雪崩災害の防止軽減	関係部局
地震により発生する雪崩災害の防止・軽減を図るため、雪崩の発生危険箇所の調査や情報開示、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、地震後の緊急点検体制の整備、応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図ります。	建設部

61　軟弱地盤地域における液状化対策の推進	関係部局
臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進します。	建設部

62　長周期地震動等による被害の防止及び軽減	関係部局
国及び関係事業者と連携し、長周期地震動等による石油コンビナート施設や高層建築物の被害の防止や低減のための対策を推進します。	総務部

63　給油所等の災害対応力の強化	関係部局
給油所等の災害対応能力強化を通じてサプライチェーンを維持し、より確実な石油供給に努めます。	経済部

64　エレベーターの地震時管制運転装置の普及促進	関係部局
地震時管制運転装置の普及促進等によるエレベーターの安全対策を推進します。また、エレベーター内に閉じ込められた者の早期救出のための体制整備を促進するとともに、運転休止したエレベーターの早期復旧のために建築物管理者や利用者の理解・協力を得るべき事項について周知を図ります。	建設部

65　臨海部の工業地帯の地震・津波防災性の充実	関係部局
石油コンビナート及び周辺の安全確保のため、引き続き、「石油コンビナート等災害防止法」(昭和50年法律第84号)、「消防法」(昭和23年法律第186号)、「高圧ガス保安法」(昭和26年法律第204号)、災害対策基本等(昭和36年法律第223号)等の災害の防止に関する法律に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難勧告・避難誘導等が的確に行われる体制の整備等の対策を促進するほか、事業者への指導等に努めます。また、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価の充実とともに、臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を促進します。	総務部 経済部

66　地盤沈下等により長期湛水する地域の安全確保

関係部局：総務部、建設部

地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生し、長期間湛水した状況が続く危険性のある地域の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場等の整備により、平常時の管理体制の充実を図るとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図ります。

67　道路防災総点検等による道路斜面等の保全

関係部局：建設部

落石や岩盤崩壊など、道路防災総点検や道路陥没を未然に防ぐための路面下空洞調査を実施し、その結果を踏まえ、早期に対策が必要な箇所の対策工を実施するとともに、その他の箇所についても、現地の状況を勘案し、緊急性の高い箇所の対策工を実施します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策率（道道）	80%（2027）	落石や岩石崩落などの要対策箇所への対策

3　災害対策体制の強化

68　北海道防災総合訓練の実施

関係部局：総務部

広域災害を想定した複数振興局での訓練など、北海道防災会議が主催する実践的な北海道防災総合訓練を通じ、防災関係機関相互の連携強化を図ります。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
北海道防災総合訓練の実施件数	毎年実施	毎年度に実施した北海道防災総合訓練の実施件数

69　安全で効果的な航空機運用体制の確立

関係部局：総務部、保健福祉部、警察本部

北海道防災総合訓練や他の機関が主催する訓練、北海道ヘリコプター等運用調整会議を通じ、航空機の安全運航や災害時における活動・連携についての意見交換や協議等を行い、更なる相互連携と安全で効果的な航空機の運用体制の確立を図ります。

70　専門部隊等との合同訓練の実施

関係部局
総務部 警察本部

専門部隊等の災害対応能力の強化を図るため、国や他県の関係機関等と連携した合同訓練を実施するほか、北海道警察の災害訓練において災害想定に合わせた模擬家屋等を設置するなど効果的な訓練環境を整備します。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
北海道警察災害警備訓練の実施件数	毎年実施	毎年度に実施した北海道警察災害警備訓練の実施件数

71　積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練実施の推進

関係部局
総務部

防災訓練を実施する際は、避難時の低体温症のリスクや積雪等による避難の遅れに配慮し、暖房器具等の使用方法や外部電源の供給方法の確認、移動時の防寒装備の装着等を実施するなど、実践的な訓練となるよう助言等を行います。

72　市町村における業務継続体制の整備

関係部局
総務部

市町村職員を対象に実施する業務継続計画（BCP）策定研修等を通じて、市町村地域防災計画や業務継続計画の見直しを促進します。

73　市町村の業務継続に必要な施設整備の推進

関係部局
総務部

災害時の防災拠点となる庁舎の非常用電源設備等の整備及び耐震化・非浸水化を進めるとともに、災害時の防災拠点となる庁舎の耐震化に係る国の財政支援措置の活用及び代替庁舎の確保について、市町村に対し、助言などの支援を行ないます。

74　被災市町村の行政機能の確保

関係部局：総務部、総合政策部

市町村の業務継続計画（BCP）について、災害時における行政機能の確保に向けた推進会議の開催や、道のホームページを活用した先進事例の情報提供、BCP 策定研修会の開催など計画の内容充実に向けた取組を推進します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
業務継続体制が整備されている市町村の割合	全国平均値（2024）	国が定める重要6要素を全て規定したBCPを備えた市町村の割合（2020 全国平均値 31.4%）

75　市町村の情報通信技術（ICT）部門における業務継続計画策定の促進

関係部局：総合政策部

市町村の ICT-BCP については、引き続き ICT-BCP の必要性や策定手順などの情報提供を行い、未策定市町村における ICT-BCP 策定を促進します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）が策定されている市町村の割合	全国平均値（2024）	道内の市町村で ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）が策定されている市町村の割合（2020 全国平均値 43.6%）

76　業務継続に特に重要な事項を定めた計画策定の推進

関係部局：総務部、総合政策部

災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、これらの業務に必要となる人員、参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高めます。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図るとともに、特に地方公共団体においては、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う等、受援体制の整備に努めます。

77　緊急時における地下水の活用の推進	関係部局
緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努めます。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進します。	環境生活部

78　ボランティアの生活環境への配慮	関係部局
被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、行政・NPO・ボランティアの三者の連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアの生活環境について配慮します。	総務部 保健福祉部

79　ボランティアの活動環境整備の推進	関係部局
ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた活動環境の整備を図ります。	総務部 保健福祉部

80　ボランティア活動に係る情報共有体制強化の推進	関係部局
行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修会や訓練を通じて推進します。	総務部 保健福祉部

81　ボランティアの受入体制の確保及び技能の効果的活用	関係部局
ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等により、その受入体制を確保するよう努めます。また、ボランティアの受入れに際して、介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供します。	総務部 保健福祉部

4 帰宅困難者・滞留者対策の推進

82 積雪寒冷期も含めた帰宅困難者支援の推進	関係部局
災害時における帰宅困難者対策として、ホームページやテレビ・ラジオなど様々な媒体を通じて気象、交通などに関する情報発信を行うとともに、民間企業との協定に基づく、一時滞在場所の提供等を実施します。また、平時から、暴風雪への備えや避難行動等を解説したリーフレットなどにより、住民への防災意識の啓発を実施します。	総務部

83 大規模施設における滞留者対策の強化	関係部局
高層ビル、駅、地下街、百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における、利用者への適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を促進します。	総務部

5 情報収集伝達体制の強化

84 災害時における情報収集体制の整備	関係部局
災害対策に必要な監視・観測機器の情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、老朽機器の更新や未整備箇所への観測機器の計画的な整備を推進するとともに、各機関が保有するカメラ映像等を活用し、悪天候等が予想される際の気象解説や現地の状況把握に取り組みます。	総務部 建設部

85 航空機による情報収集体制の強化	関係部局
リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報やドローン等の先端技術を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させるほか、関係機関間において、総合防災情報システム及び基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）を用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させます。	総務部 警察本部

86　被災地域の状況把握体制の充実

関係部局
総務部 建設部 警察本部

消防団や自主防災組織との情報伝達体制や民間企業等からの技術支援に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星、ドローン等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、道路寸断等の被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、孤立集落等に対する物資供給や救助活動のため、ヘリコプターの離着陸適地の選定・確保・整備及び必要な設備の確保を図ります。

87　情報連絡体制の強化及び災害情報の共有化

関係部局
総務部 建設部

各種訓練・会議等を通じて、国、道、市町村、民間等との情報連携体制の強化を図ります。また、災害応急対策に必要な災害情報を記した防災関係機関が共有できる防災共通地図の更新・充実を図ります。

88　北海道総合行政情報ネットワークの計画的な更新

関係部局
総務部 総合政策部

効果的、効率的なネットワーク環境の構築に向け、北海道総合行政情報ネットワークの老朽化した設備の更新を行うほか、災害時における通信回線を確保するため、市町村の衛星携帯電話の整備状況の把握に努めるとともに、国に対し、財政支援について提案・要望するなど、ネットワーク環境の構築に向けた取組を実施します。

89　防災情報のデータ連携環境の整備

関係部局
総務部

総合防災情報システムやSIP4Dの役割や在り方を整理の上、防災情報の集約、地図情報への加工、災害対応機関への提供等の防災情報データ連携のための環境整備に努めます。

90　情報通信技術（ICT）を活用した防災情報連携環境の整備

関係部局
総務部 警察本部

民間の最新技術の導入を推進するなどして、防災情報のデータ連携のための環境整備を図るとともに、ドローンカメラ等に代表される各種IoTデータの防災関係機関間での適切な取得・共有等が可能となるよう、データ形式や使用する機器の規格等の技術的な標準手法の整理に資する実態調査を実施することで、災害対応の高度化を図ります。

91　避難情報発令基準の策定の促進

関係部局：総務部

避難情報の発令基準の策定状況や課題把握に努め、市町村訪問等により避難対策の課題を把握し、必要な助言を行うなど発令基準の策定を促進します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
避難情報に係る具体的な発令基準の策定状況（津波災害）	100%（2024）	市町村における避難情報に係る具体的な発令基準の策定割合

92　北海道防災情報システムの効果的な運用

関係部局：総務部

L アラートやポータルサイト、メール等の効果的な活用などにより情報伝達体制の強化を図るなど、住民等への災害情報伝達手段の多重化に関する取組を促進します。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
防災等に資する公衆無線 LAN の整備率	100%（2024）	防災に資する Wi-Fi 環境の整備計画（総務省）と整備済み数の割合

93　災害情報提供体制の強化

関係部局：総合政策部

民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策を推進します。

94　災害時における情報提供の推進

関係部局：警察本部

主要幹線道路又は主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路等において、光ビーコン・交通情報板・信号機電源付加装置の計画的な整備を推進します。

95　迅速かつ正確な情報の収集及び発信の実効性の確保

	関係部局
被災者等への正確な情報を伝達するため、災害対策本部指揮室において報道専門官による報道発表を行うほか、道庁公式ツイッターを活用した情報発信を行ないます。また、防災訓練の実施などを通じて関係機関の連携強化を図り、迅速かつ正確な情報収集や情報発信の実効性の確保を図ります。	総務部

96　火災時おける適切な情報提供体制の充実

	関係部局
火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、緊急時の避難場所から大規模な火事に対応している避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制の充実を促進します。	総務部

97　被災者ニーズの把握及び適切な情報の提供

	関係部局
道民に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築します。特に、被災者への情報提供については、被災者ニーズを十分把握し、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ワンセグ等を含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、アプリ、SNSを含む。）、緊急警報放送、インターネット等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築します。併せて、近年は大規模災害発生時に口コミや SNS 上で不正確な情報が出回るケースが散見されることから、住民に対して正確な情報の発信を行います。また、これらの体制・仕組みの構築にあたっては、高台等一時避難場所にいる避難者、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達がなされるよう配慮します。	総務部 総合政策部

98　津波フラッグによる津波警報等の伝達

	関係部局
必要に応じて、伝達実施者の安全に配慮しながら、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客へ津波警報等の伝達する取組を促進します。	総務部

99　災害時における情報提供体制の確保

	関係部局
災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めて、あらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図ります。	総務部 総合政策部

100　後発地震情報の的確な伝達	関係部局
後発地震への注意を促す情報の内容や後発地震に対する防災対応等を的確に伝達するため、平時からの周知を継続的に行うとともに、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築します。	総務部

101　孤立集落への情報提供体制の確保	関係部局
集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保を進めます。	総務部 総合政策部

102　安否確認手段の多重化の推進	関係部局
避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくことの重要性等について周知します。	総務部

103　災害時の安否情報の収集・提供体制の整備	関係部局
国民保護法に基づく安否情報システムの全国一斉操作訓練を通じ、参加団体の理解促進・操作習熟を図ります。	総務部

6　多様な被害の発生態様

104　複合災害を考慮した応急対策体制の構築	関係部局
二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、大雪、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、積雪寒冷地特有の課題も踏まえ、適切に事前対策を実施するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損や、土砂災害危険箇所等における土砂災害や河道閉塞の発生等の有無について緊急的に点検・調査を実施し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築します。さらに、これら重要施設や避難場所・避難経路が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、適切な避難情報の発令のタイミング、対象地域、災害に応じた避難場所を設定するよう働きかけます。	総務部 建設部

105　複合災害の発生を考慮した応援対策体制の整備	関係部局
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震と事故災害などが複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られることから、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催方法などについて、事前の検討を進めます。	総務部

106　多様な被害の発生態様に伴う様々な課題への対応	関係部局
広域的に被害が発生することにより、地域ごとに様々な態様の被害が想定されることから、それぞれの地域特性を踏まえた対策の検討を促進します。	総務部

Ⅵ 災害応急体制の整備[事後対応型体制整備]

1 避難体制の整備

107 市町村における津波防災まちづくりの支援

関係部局
総務部 建設部

国が公表した太平洋の津波断層モデルに基づき設定・公表した太平洋沿岸の津波浸水想定や被害想定を踏まえ、防災対策の検討を進めるほか、太平洋沿岸市町村の津波防災まちづくりの支援を行ないます。

108 市町村の津波ハザードマップ策定等の促進

関係部局
総務部

新たな津波浸水想定等を踏まえた市町村の津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂の促進を図ります。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
津波ハザードマップを作成した市町村の割合	100% （2024）	津波ハザードマップを作成した市町村の割合
津波避難計画を作成した市町村の割合	100% （2024）	市町村における津波避難計画の策定割合

109 市町村における避難誘導標識等設置の促進

関係部局
総務部

避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村に助言・支援を行い、整備を促進します。

110 多様な手段による避難の検討

関係部局
総務部

海岸線等を有する市町村において、人口が少ない平野部等の地域で、徒歩による避難が難しい場合等には、地域の実情に応じて、災害による道路寸断、道路渋滞及び交通事故の可能性が低いことを慎重に確認したうえで、自動車を含めた多様な手段を用いた避難についても検討を促します。

2 要配慮者対策の強化

111 災害時における要配慮者支援対策の推進

	関係部局
災害時に要援護者となる外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、民間と連携した支援体制を継続するほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には SNS 等を活用した多言語による迅速な情報発信や帰宅・帰国等を支援する「観光客緊急サポートステーション」による相談対応を実施するとともに、平時には、観光客緊急サポートステーションの開設に関する訓練の実施など、観光客の安全確保に向けた取組を推進します。	経済部

112 道路案内標識等の多言語化の促進

	関係部局
災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道道における道路案内板の英語表記を推進するとともに、地域の観光団体等に対する支援を通じ道路案内標識の外国語併記やピクトグラム表記を推進し、観光地における案内表示等の多言語化を促進します。	経済部 建設部

113 市町村における避難行動要支援対策の支援

	関係部局
避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新を促進するため、道内市町村の取組状況等を把握し、情報提供するほか、様々な機会を活用して「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」の周知を図るなど、市町村における避難行動要支援者対策を支援します。	保健福祉部

114 北海道災害派遣ケアチームによる福祉的対応支援

	関係部局
災害時に福祉避難所などに人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」の制度周知を進めるとともに、必要に応じ、関係団体の参加について協力要請を行ないます。	保健福祉部

115 災害時における福祉支援体制の構築

	関係部局
国のガイドラインに基づき、災害福祉支援ネットワーク会議を開催し、平時から関係機関との情報共有等を図るほか、関係者の研修・訓練を実施するなどして、災害発生時の支援体制の構築を図ります。	保健福祉部

116　災害時における社会福祉施設等の相互支援体制の整備	関係部局
「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、提供できる支援の内容などについて協定締結団体との情報共有を図るなど人的・物的支援体制の継続と実施体制の充実を図ります。	保健福祉部

3　被災建築物・宅地の調査体制の整備

117　住家の被害認定調査に従事する職員の育成支援	関係部局
住家の被害認定調査に従事する市町村職員の育成など、被災市町村の迅速な復旧に向けた効果的な支援方法の検討を行ないます。	総務部 建設部

118　罹災証明の迅速な交付	関係部局
罹災証明書交付の迅速化のため、住家の被害認定調査体制の充実に必要な対策等を促進します。	総務部 建設部

119　被災建築物及び宅地の応急危険度判定の円滑な実施体制の確保	関係部局
被災建築物の余震等による倒壊等から生じる二次災害を防止するため、市町村と連携し、建築団体等の協力を得て応急危険度判定を行うとともに、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（道協議会）等と連携体制を構築し、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、道協議会に被災宅地危険度判定員の派遣を依頼するなどして、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握します。	総務部 建設部

4　消防体制の強化

120　災害関連情報共有資機材整備の推進	関係部局
消防救急デジタル無線の維持管理費や災害用資機材の更新・整備に係る財政支援について国に提案・要望するほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの災害に的確に対処するため、ドローンやヘリコプターを用いた映像伝送システムなどの情報基盤や災害関連情報を共有するための資機材等の整備を推進します。	総務部 警察本部

121　建築物の不燃化の推進による延焼の防止	関係部局
火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防機関や地域住民等による消火活動のための設備の整備を促進するとともに、所有者による建築物の不燃化等を促進します。	総務部 建設部 教育庁

5 救急・医療体制の充実

122 DMAT(災害派遣医療チーム)の実動訓練の実施

関係部局：保健福祉部

DMAT(災害派遣医療チーム)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、災害を想定した実動訓練を実施するとともに、効果的な訓練の実施に向けた検討を行い、適宜改善を図ります。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
災害拠点病院における DMAT 保有率	100% を維持	災害拠点病院のうち DMAT(災害派遣医療チーム)を保有している病院の割合
DMAT 実動訓練の実施回数	年１回以上	北海道の主催により、DMAT(災害派遣医療チーム)が参加する北海道 DMAT 実動訓練の実施回数

123 災害時における保健医療福祉活動体制の構築

関係部局：保健福祉部

災害時の保健医療福祉活動に係る体制の構築に向け、各種会議や研修、訓練等を通じ保健医療福祉活動チームを構成する各関係機関相互の平時からの連携に取り組みます。

124 災害拠点病院における施設設備整備等の促進

関係部局：保健福祉部

災害拠点病院の施設・設備の整備を進めるとともに、国の支援制度を活用しながら、医療施設等の耐震整備を促進するほか、より多くの医療機関で整備が進むよう新たな支援制度の創設を国に要望します。

指標名	目標値 (達成時期)	指標の説明
通常時の6割程度の発電容量と3日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合	100% を維持	一定以上の自家発電能力を備えている災害拠点病院の割合
災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率	100% を維持	応急用資機材を整備している災害拠点病院の割合
災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	100% (2025)	災害拠点病院及び救命救急センターのうち、一定の耐震性を備えている病院の割合

125　SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の円滑な運営体制の構築	関係部局
大規模災害発生時における医療提供体制を確保するため、平時よりSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の円滑な運営体制の構築に向けた関係機関と連携を進めます。	保健福祉部

126　災害拠点病院を中心とした広域的な保健医療体制及び搬送体制の充実	関係部局
EMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて、大量に発生することが予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等の共有化を図るなどにより、医薬品供給体制の充実を図ります。また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかなDMAT・救護班の派遣、他都府県等への DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域的な医療搬送について体制の充実を図ります。さらに、適時適切な場所への救護所設置や、必要に応じて避難所に救護センターを併設するなど医療救護体制の充実を図ります。その際、積雪や凍結等の条件下での輸送手段に限界があることや積雪等により救助・救急活動に時間を要するなど、積雪寒冷地特有の課題にも配慮し、必要な人員や装備・資機材の確保等の体制の充実を図ります。	総務部 保健福祉部

6　物資備蓄体制の充実

127　協定を活用した備蓄・調達体制の強化	関係部局
北海道防災総合訓練などを通じて、協定を締結している企業などとの連携強化を図るとともに、必要に応じて協定内容の見直しや、新規の協定締結を実施します。	総務部

128　災害時における物資調達に向けた協定締結の促進	関係部局
地域間交流の取組を促進するため、道のホームページを通じ、包括交流連携協定締結例の情報発信や協定締結に向けた検討の働きかけを行ないます。	総合政策部

129　円滑な物資供給体制構築の促進	関係部局
北海道災害対策本部内への物流専門家の配置や物資拠点となる施設等への派遣、物資輸送訓練の実施など円滑な物資供給体制の構築を促進します。また、国が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用に向け、研修等の実施により道・市町村職員の操作習熟を図ります。	総務部

130　緊急通行車両事前届出制度の普及啓発

関係部局
総務部

災害時協定を締結している事業者等に対し、緊急通行車両の事前届出制度の普及啓発を図ります。

131　物資供給に係る連携体制の構築

関係部局
総務部 保健福祉部

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、北海道災害ボランティアセンターが行う「ネットワーク会議」の開催などによる関係機関等との連携体制の構築のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材育成の支援や、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の普及促進などを通じて、道内の被災者支援体制の充実強化を促進します。

132　物資供給拠点のあり方の検討

関係部局
総務部

広域防災拠点のあり方の検討については、引き続き、国との情報共有に努めます。

133　広域的な物資供給・調達体制の整備

関係部局
総務部

各種会議や（総合）振興局と市町村との防災合同研修を活用し、市町村に備蓄の必要性を周知するとともに、「物資調達・ 輸送調整等支援システム」を活用した訓練を実施するなど市町村と連携した広域的な物資の供給・調達体制の整備に向けた取組を進めます。

134　防寒対策及び感染症対策物資の備蓄の促進

関係部局
総務部

市町村が行う備蓄品の整備に対する支援制度の周知を行うなど、防寒対策としての毛布、発電機、ストーブ、感染症対策物資等の備蓄の促進を図ります。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
市町村における非常用電源及びストーブの備蓄状況	179 市町村 （2024）	非常用電源及びストーブを備蓄している市町村の割合

135　住民、企業等における自発的な備蓄の促進	関係部局
防災関係機関と協働する防災教育イベントにおいて、備蓄食料や防災グッズ等、自発的な備蓄に関する啓発を実施します。また、ホームページ、Facebook 等SNSを活用し、住民や企業等における 最低3日間、推奨1週間の食料等及び業務の継続に要する物資の備蓄の必要性に関する情報発信を行ないます。	総務部

136　市町村における非常用物資の備蓄体制の強化	関係部局
市町村における防災訓練や研修、地域防災マスターフォローアップ研修等において、各地域での備蓄に関する啓発を実施します。	総務部

137　住民に対する積雪寒冷対策物資等の備蓄促進	関係部局
停電により暖房機能が停止した場合は、在宅避難の場合であっても低体温症を発症するリスクが高まることから、ポータブルストーブ等の備蓄と安全な使用方法について啓発を行います。また、断水によりトイレが使えなくこともあることから、簡易トイレの備蓄の促進を図ります。	総務部

138　ニーズに配慮した物資の備蓄促進	関係部局
積雪寒冷期におけるニーズ（防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等の準備）、要配慮者のニーズ（流動食、アレルギー対応食、育児用ミルク等の準備）や男女のニーズの違い等に配慮した物資の備蓄を促進します。また、屋内において要配慮者（車いす使用者、高齢者等）に対応できるラップ式トイレ等の備蓄・整備を促進します。	総務部

139　避難所及びライフライン等重要施設における備蓄の促進	関係部局
各地域における避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフライン等の重要施設について、燃料の自衛的な備蓄を促進します。また、これらの重要施設の住所や設備情報等の共有や災害時の協力体制の構築など、迅速な燃料供給に備えます。	総務部 環境生活部 保健福祉部 経済部 教育庁

140　避難施設における積雪寒冷対策物資の備蓄の推進	関係部局
積雪寒冷地における避難時の防寒対策として、避難ビル・避難タワー・高台等の避難場所及び避難所において、防寒機能を備えた空間を確保するとともに、乾いた衣類、防寒具、暖房器具、飲料水、食料（発熱剤入り非常食を含む。以下同じ。）等の備蓄を促進します。	総務部

141　積雪寒冷下における安定的な物資の供給	関係部局
積雪寒冷下では物資運搬等には時間を要する懸念があり、避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより、在宅避難となる場合もあることから、物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応します。	総務部

142　孤立する可能性のある集落における非常用物資の備蓄促進	関係部局
孤立する可能性がある集落において、特に、積雪寒冷期においては、積雪等により物資運搬等に時間を要することも考慮し、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量(1週間程度)の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進めます。	総務部

7　緊急輸送体制の整備

143　災害時における石油類燃料供給の確保	関係部局
北海道石油業協同組合連合会と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の　実効性を確保するため、道と防災協定を締結する中小企業者等への受注機会の確保・拡大に向けた取組を実施します。また、北海道石油業協同組合連合会などと締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」及び覚書をもとに、重要施設の連絡先や石油類タンクなどの情報の共有、 災害時の優先給油の要請スキーム(窓口や手順等)や燃料タンクの満量維持など平常時の備えについて周知を図るなど、災害に備えた一層の連携強化を図ります。	経済部

144　緊急輸送道路及び避難路等の無電柱化の推進	関係部局
市街地等の緊急輸送道路や避難路等の整備について、部分供用を図りながらの段階的整備や危険箇所の対策、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を優先的に行うなど、効果的・効率的な整備を行ないます。	建設部

145　関係機関と連携した流通拠点の機能強化	関係部局
北海道トラックターミナル(株)や国、札幌市等と連携し、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進めます。	経済部

146　高規格道路網整備の推進

関係部局：建設部

災害時における被災地への物資供給など、迅速な支援を行うために不可欠な高規格道路網の早期形成について、引き続き、地元市町村や関係団体などと一体となって、国に提案・要望していくほか、交通ネットワークの強化に資するインターチェンジ周辺道路網の整備を計画的に推進します。

147　緊急輸送道路及び避難路の計画的整備の推進

関係部局：建設部

広域交通の分断を防ぎ、防災拠点間の代替性を確保するための地域高規格道路、救助・救急及び物資輸送のための緊急輸送道路の整備や避難路の確保のための道路整備を計画的に推進します。

148　緊急輸送道路及び避難路の機能保全

関係部局：農政部、水産林務部、建設部

緊急輸送道路や避難路上にある橋梁などの耐震化を推進するほか、各道路施設が所定の機能を発揮できるよう道路施設毎の長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕を行ないます。また、機能保全計画や個別施設計画に基づく農道橋・林道橋等の計画的な老朽化対策について、市町村等に働きかけを行ないます。

指標名	目標値（達成時期）	指標の説明
緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率（道道）	50%（2028）	緊急輸送道路上等の橋梁耐震化率（道道）
農道橋・農道トンネルを対象とした機能保全計画の策定割合	100%を維持	農道橋・農道トンネルの長寿命化のための機能保全計画の策定割合

149　発災時における最適な道路啓開体制の確保

関係部局：総務部、建設部

道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みの構築を促進します。その際、国及び市町村と連携し、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、除雪体制の優先的な確保を図るとともに、国及び市町村と連携し、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、道民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことを徹底するよう啓発活動等を行ないます。

150　交通信号機の機能停止の防止	関係部局
迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を行います。	警察本部

151　緊急輸送手段確保のための連携・協力体制の構築	関係部局
緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、官民の協力協定の締結を促進し、国及び道と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図ります。	総務部 建設部

152　民間物流事業者のノウハウを活用した緊急輸送体制の整備	関係部局
民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を構築するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入及び耐震化・非浸水化を促進します。特に、積雪時の緊急輸送・搬送体制についても配慮します。	総務部 経済部 建設部

153　積雪寒冷下における支援物資輸送体制の強化	関係部局
積雪寒冷下での除雪等への対応も踏まえ、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図ります。	総務部 建設部

154　優先的な道路啓開による燃料輸送・供給体制の確保	関係部局
燃料供給拠点等へのアクセス道路について必要な道路啓開を優先的に行うために必要な体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努めます。特に、積雪寒冷期における積雪や凍結等による影響に配慮した燃料輸送・供給体制の確保に努めます。	総務部 建設部

8　広域連携・支援体制の確立

155　基幹的広域防災拠点の適切な運用	関係部局
大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり、中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点について、適切な運用体制を確立します。	総務部

156　応援協定締結体制の整備及び防災関係機関の立地の集約化	関係部局
積雪寒冷地特有の課題に配慮し、必要な物資・活動要員の搬送活動や、被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定、民間企業や団体等との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る、役割分担や相互連携内容の明確化、応急活動における円滑な連携のための防災関係機関の立地の集約化等を推進します。	総務部

157　広域防災拠点の明確化及び応急対策活動の標準化	関係部局
効果的な広域オペレーションの実施に必要な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にするよう努めます。広域的な活動を連携して円滑に行うために、応急対策活動の標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進めます。	総務部

158　積雪寒冷地特有の課題に対応した広域的な訓練の実施	関係部局
特に、積雪寒冷下では、救助・物資運搬等の活動に時間を要するほか、広域支援が装備面・経験面から十分に機能しない懸念があり、その点を考慮した活動計画の策定、救助・物資運搬等に必要な人員や防寒対策に必要な装備・資機材の確保、医薬品等の備蓄の確保、広域的な訓練を実施します。	総務部

159　広域一時滞在者に係る情報提供体制の整備	関係部局
広域一時滞在が必要な場合に備え、移送を必要とする避難者の選定方法、移送先の調整方法、移送手段の調整方法、広域一時滞在した者への情報提供体制等をあらかじめ連携して定めます。	総務部

160　様々な課題に対応した広域連携の整備	関係部局
災害応急対策を行うにあたっては、人的・物的資源が絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が大幅に不足することを前提に、人命優先を基本として対処するとともに、被災市町村周辺の市町村のみならず、民間団体や民間組織、NPO、自主防災組織をはじめ、道内全ての市町村や都道府県間の支援が機能的に行われる枠組の検討を行ないます。	総務部

Ⅶ 被災後の生活安全対策の準備[復旧・復興体制整備]

1 遺体処理体制の整備

161 災害時における遺体処理体制の整備	関係部局
検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等、被災市町村の求めに応じるための体制整備に向け、市町村、北海道警察、第一管区海上保安本部等関係機関との連携を図ります。また、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定等により、適切な火葬のための対策を図ります。	総務部 保健福祉部

2 生活相談への対応

162 被災者の生活支援・相談窓口の開設	関係部局
被災者の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等に関する被災者支援の相談窓口を開設し、細やかな支援を講じます。	総務部

163 被災企業等への金融支援	関係部局
災害に伴い経営に影響を受けた中小企業者等の経営の安定を図るため「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」による金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する金融支援を実施します。	経済部

3 応急仮設住宅等の早期提供

164 応急仮設住宅等の早期提供	関係部局
所有者不明土地に関する法制度や運用について情報収集に努めるとともに、住家を失った世帯に対し、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家のあっせんができる体制を整備し、応急仮設住宅の提供が必要な場合は、災害救助法を適用し、関係機関と連携・協力し早期に提供するよう努めます。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、積雪寒冷への対応や要配慮者等のニーズに配慮するとともに、被災地での避難所等における生活が長期に及ぶことにより、様々な健康への影響が懸念されることから、恒久的な住宅を早期に提供するよう努めます。	総務部 保健福祉部 建設部

4 被災者の健康管理

165 避難所における感染症対策及び低体温症対策の充実・強化

関係部局
総務部

避難所の環境改善に向けて、円滑かつ統一的な運用ができるようマニュアルの見直しを行うとともに、市町村の実施する避難所運営訓練において、必要な支援を行ないます。特に、避難所における新型コロナウイルスを含む感染症対策や低体温症対策の充実・強化が図られるよう、市町村に対し必要な情報提供や助言を行ないます。

166 被災者の健康管理に関する職員の能力向上

関係部局
保健福祉部

国等が実施する健康危機管理に関する研修に、医師や保健師等の保健所職員を派遣するとともに、保健所管轄別研修の一部として、災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うために必要な基礎的な知識と技術の習得に向けた研修を実施するなど、健康管理に関する職員の能力向上を図ります。

167 災害時おける防疫体制の整備及び定期的な予防接種の実施

関係部局
保健福祉部

災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施体制を継続するなど、災害時の防疫対策を推進します。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	95%以上 （毎年）	麻しん・風しんのワクチン接種対象者のうち接種した者の割合

168 空港・港湾の検疫体制の充実

関係部局
総合政策部 保健福祉部

平時における感染症対策として、患者発生対策を円滑に行うことのできる保健所体制の強化や、必要な資機材の整備を推進するとともに、国への提案・要望を通じて、空港・港湾の検疫体制の充実を図ります。

169 避難住民の「こころのケア」体制の充実

関係部局
保健福祉部

DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、災害関連死の防止や、精神保健医療の需要拡大への対応のための体制の充実を図ります。

170　避難所における衛生環境維持対策の促進

関係部局
総務部 環境生活部 保健福祉部

感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進します。

5　社会秩序の確保・安定

171　警察による警備体制の充実及び警備体制の強化

関係部局
警察本部

発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や、警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図ります。

6　災害廃棄物等の処理対策

172　市町村災害廃棄物処理計画策定の促進

関係部局
環境生活部

北海道災害廃棄物処理計画を踏まえ、国と連携し、市町村を対象とした災害廃棄物処理の実務などに関する勉強会やモデル事業実施済の市町村のフォローアップを実施するなど、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促進します。また、道内関係団体等との協定を通じ、災害廃棄物の処理に関する支援・協力体制の構築を図ります。

指標名	目標値 （達成時期）	指標の説明
市町村における災害廃棄物処理計画の策定率	60% （2025）	国の災害廃棄物対策指針に基づき策定する災害廃棄物処理計画の市町村策定率

173　災害廃棄物等の処分に関する連絡体制の構築

関係部局
環境生活部

社会福祉協議会、NPO等の関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めます。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めます。

174　災害廃棄物処理に必要な仮置場の把握	関係部局
あらかじめ災害廃棄物等の仮置場としても利用可能な空地をリスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置場の候補となる場所、必要な箇所数の把握を働きかけるとともに、国の協力の下、市町村における、リサイクル対策から最終処分に至るまでの災害廃棄物等の処理計画の策定を促進します。	環境生活部

7　復旧体制の整備

175　復旧関連情報の共有化	関係部局
復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、防災関係機関や協定締結団体との連携・協力により、復旧関連情報の共有化を推進します。	総務部

176　市街地復興計画策定の推進	関係部局
市町村が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を支援します。	建設部

177　電力を優先的供給する重要施設の選定	関係部局
被災地域に隣接する地域の医療施設及び避難所での防寒対策や救助活動のため、優先して電力の確保・復旧に努め、優先的に電力を必要とする重要施設の選定を行います。また、電力事業者へ、電力の優先復旧の手順を定め、速やかに復旧の見通しを公表できるよう働きかけるとともに、施設管理者による電力復旧までの期間、施設の発動発電機などの非常用電源を用いた電源の確保を促進します。	総務部

178　ライフラインの早期復旧体制の充実	関係部局
ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等が、ライフライン・インフラの被害を早期に復旧できるよう、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件に配慮しつつ、全国からの要員の確保や資機材の配備等の復旧体制の充実を図ります。また、早期復旧のため連携して、GIS（地理情報システム）の活用等により、必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築します。	総務部 総合政策部 環境生活部 建設部

179　医療施設や避難所等への優先的な電力供給体制の整備	関係部局
冬期は、電気が被災地域の医療施設や避難所等での救護活動や防寒対策のほか、被災地域外の防寒対策においても必要であるため、事業者による供給ネットワークの切り替えや事業者間の供給調整等の供給能力を確保するための対策を促進し、特に、医療施設や避難所等への優先的な電力の供給・復旧体制の整備を図り、その上で、当該施設管理者による非常用電源の整備及び耐震化・非浸水化等を促進します。	総務部 保健福祉部

180　地域産業の迅速かつ確実な復旧・復興を目指す対策の強化	関係部局
被災地における地域産業（1～3 次産業）の存続はその影響の大きさから社会的使命でもあり、迅速かつ確実な業務再開・復興を重視した総合的な対策を推進します。積雪寒冷等の地域特性に合わせ、予防段階における災害に強い関連施設づくりによる被害の軽減化及び被災初期段階における救助・物資運搬等に係る人員・操業物資の確保と広域的な支援体制の構築、全国からの応援を迅速に展開するための道路・港湾・空港等の交通網の啓開・復旧体制の構築等による初動立ち上げの迅速化に加え、復旧段階における労働力・産業需要のボリュームを確保するためのサプライチェーンの早期復旧による被災地域と他地域との関係性が保持されるよう、業種や規模に関わらず地域産業に関連する事業者や行政が業務継続計画（BCP）の策定・充実を図り、実践することにより、迅速かつ確実に復旧・復興を重視した総合的な対策を推進します。	総務部 総合政策部 環境生活部 保健福祉部 経済部 農政部 水産林務部 建設部 教育庁

北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会
地震防災対策における減災目標設定ワーキンググループ
委員名簿

座長	岡田（おかだ） 成幸（しげゆき）	北海道大学広域複合災害研究センター客員教授
委員	有村（ありむら） 幹治（みきはる）	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
	内田（うちだ） 康人（やすひと）	地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 地域地質部長
	髙橋（たかはし） 清（きよし）	北見工業大学教授
	谷岡（たにおか） 勇市郎（ゆういちろう）	北海道大学大学院理学研究院教授
	田村（たむら） 亨（とおる）	北海商科大学教授
	戸松（とまつ） 誠（まこと）	地方独立行政法人北海道立総合研究機構北方建築総合研究所 研究主幹
	中嶋（なかしま） 唯貴（ただよし）	北海道大学大学院工学研究院准教授
	根本（ねもと） 昌宏（まさひろ）	日本赤十字北海道看護大学教授
	橋本（はしもと） 雄一（ゆういち）	北海道大学大学院文学研究院教授

（敬称略、座長を除き五十音順）

審議の経過

回数	開催日	主な検討事項
第１回	平成 25 年 5 月 14 日	道の地域目標（減災目標）について 被害想定実施の目的について
第２回	平成 25 年 6 月 5 日	被害想定調査結果の公表について
第３回	平成 25 年 12 月 6 日	道の地域目標（減災目標）に係る中間報告書等について
第４回	平成 26 年 2 月 13 日	道の地域目標（減災目標）に係る中間報告書等について 地震被害想定結果「十勝・釧路・根室」について
第５回	平成 27 年 1 月 29 日	減災目標策定について 地震被害想定結果「渡島・胆振・日高」について
第６回	平成 27 年 3 月 24 日	道における関連計画について
第７回	平成 27 年 8 月 11 日	減災対策（アクションプラン）の考え方について 地震被害想定結果「檜山・後志・石狩・留萌」について
第８回	平成 28 年 2 月 15 日	地震被害結果「檜山・後志・石狩・留萌」について 太平洋津波被害想定について
第９回	平成 28 年 6 月 2 日	地震被害想定結果「宗谷・オホーツク」について 地震被害想定「全道版」について 地震・津波対策推進に係る専門家派遣事業について
第 10 回	平成 29 年 1 月 25 日	地震被害想定結果「宗谷・オホーツク」について 地震・津波対策推進に係る専門家派遣事業の中間報告について
第 11 回	平成 29 年 6 月 6 日	地震被害想定結果「空知・上川」について 地震被害想定「全道版」について 地震・津波対策推進に係る専門家派遣事業について
第 12 回	平成 30 年 1 月 18 日	地震被害想定「全道版」について 地震・津波対策推進に係る専門家派遣事業の中間報告について
第 13 回	令和 2 年 8 月 13 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目について、 地震・津波対策推進に係る専門家派遣事業について
第 14 回	令和 3 年 10 月 13 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の減災目標について 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び算定手法について
第 15 回	令和 3 年 10 月 29 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び算定手法について
第 16 回	令和 4 年 2 月 16 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び算定手法について 国の被害想定の公表について
第 17 回	令和 4 年 4 月 27 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の減災目標について
第 18 回	令和 4 年 10 月 19 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の減災目標について 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目について
第 19 回	令和 4 年 12 月 8 日	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の減災目標について
第 20 回	令和 4 年 12 月 26 日	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画（案）について 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について